

# 東伊豆町特定事業主行動計画（後期）

## 第1章 総論

### 1 目的

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ることとなり、当町においても平成17年に東伊豆町特定事業主行動計画を策定し推進を図ってきたところである。

今後とも、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、後期行動計画を策定し、公表することとする。

### 2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。

### 3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、前期計画に引き続き、各課局における人事担当者等を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 啓発資材の作成、配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

## 第2章 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。

#### (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 父親が子どもの出生時に5日間の休暇を取得できるようにする。
- ② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知

徹底を図る。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各課局に配布し制度の周知を図るとともに、男性職員の育児休業等の取得についても促進を図る。
- ② 育児休業Q & A等を作成し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
- ③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。
- ④ 研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

イ 育児休業等体験談等に関する情報提供

- ① 育児休業等経験者の体験談や育児休業を取得しやすい環境づくりの取組例をまとめ、職員に情報提供を行う。

ウ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。
- ② 管理職会議等において、育児休業等の制度の主旨を徹底し、職場の意識改革を行う。

エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付を行う。
- ② 復職時におけるOJT（職場内）研修等を実施する。

オ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用

- ① 課内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

カ その他

- ① 早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振る。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、管理職員は率先して定時退庁をし、周知徹底を図る。
- ② 管理職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。
- ③ 定時退庁ができない職員が多い部署を人事担当課が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。

#### ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。
- ② 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。

#### エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 時間外勤務の上限の目安時間の設定等を内容とする時間外勤務縮減のための指針を策定する。
- ② 部署ごとの時間外勤務の状況を、人事担当課で把握できるようにし、時間外勤務の多い職場においては管理職からのヒヤリングを行った上で、注意喚起を行う。
- ③ 管理職員に対する意識向上のための自己診断チェックリストの作成・配布を行う。
- ④ 人事担当課は、部署ごとの時間外勤務の状況及び時間外勤務の多い職員の状況を把握して管理職員に報告し、管理職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図る。

### (5) 休暇の取得の促進

#### ア 年次休暇の取得の促進

- ① 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。
- ② 管理職会議等の場において、各課局から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。
- ③ 子どもの予防接種実施日や学校行事等における年次休暇の取得促進を図る。
- ④ 人事担当課による取得状況の確認を行い、取得率の低い部署の管理職からヒヤリングを行った上で、注意喚起を行う
- ⑤ 各部署の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ⑥ 各部署において、おおむね四半期毎に休暇計画表を作成し、計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ⑦ 休暇取得促進キャンペーン等を実施し、取得促進の周知を図る。
- ⑧ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

#### イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。
- ② 勤続10周年等の節目に、年次休暇を利用した1週間以上のメモリアル休暇の取得促進を図る。
- ③ 年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。
- ④ 職員やその家庭の誕生日、結婚記念日等の家庭の記念日における年次休暇の取得促進を図る。
- ⑤ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

#### ウ 子どもの看護を行う等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職

員に対して、100%取得できる雰囲気をつくり出す。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行う。

② セクシャルハラスメント防止のための意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てのバリアフリー

① 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。

② 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する地域貢献活動

① 子ども・子育てに関するボランティアリーダーを養成するための講座等を開設する。

イ 子どもの体験活動等の支援

① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関するデータベースを作成し、職員の積極的な参加を支援する。

② 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。

③ 子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

④ 小中学校等に職員を派遣し、特別授業等を実施する。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

① 交通事故防止について綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。

② 職員に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

① 子どもの安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

① 子どもを対象とした職場見学ツアーを実施する。

② 職員の子ども等の家族を対象とした職場見学会を実施する。

③ 運動会等のリクレーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。